

那須烏山市規程第48号

那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市内に存する空き家等を有効活用して、定住等の促進による人口の増加及び都市の住民との地域間交流の拡大を図るとともに、地域の活性化に寄与するための空き家等情報バンク制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築した住宅で、現に居住していないもの及び当該住宅の敷地となる土地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住等 市内における定住及び都市の住民がその住所のほか市内に居所を有することをいう。
- (4) 空き家等情報バンク 市内に存する空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等（以下「空き家等登録希望者」をいう。）及び定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「空き家等利用希望者」という。）に関する登録を通じて、双方に有用な情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この規程は、この空き家等情報バンク以外の空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申請)

第4条 空き家等登録希望者は、空き家等情報バンク登録申請書（別記様式第1号）及び空き家等情報バンク登録カード（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家等情報バンク登録データベース（以下「空き家等データベース」という。）

に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家等登録希望者に通知するものとする。

4 市長は、空き家等データベースに登録をしていない空き家等で、当該空き家等データベースに登録することが適当と認められるものについては、所有者等に対して当該登録を勧めることができる。

(空き家等利用希望者の登録申請)

第5条 空き家等利用希望者は、空き家等情報バンク利用希望者登録申請書（別記様式第3号）及び必要な書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家等情報バンク利用希望者登録データベース（以下「空き家等利用希望者データベース」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家等利用希望者に通知するものとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 第4条の規定による登録を受けた空き家等登録希望者（以下「空き家等登録者」という。）及び前条の規定による登録を受けた空き家等利用希望者（以下「空き家等利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、空き家等登録者又は空き家等利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者又は空き家等利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 所有権その他の権利の移動により空き家等の所有者等でなくなったことが判明したとき。

(3) 空き家等データベース又は空き家等利用希望者データベースの登録抹消の届出があったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供)

第8条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対

して、空き家等データベース及び空き家等利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、空き家等に係る交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(契約成立の届出)

第9条 前条の規定による情報の提供を行ったことにより、空き家等データベースに登録された空き家等の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者は、その旨を速やかに市長に届出なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。